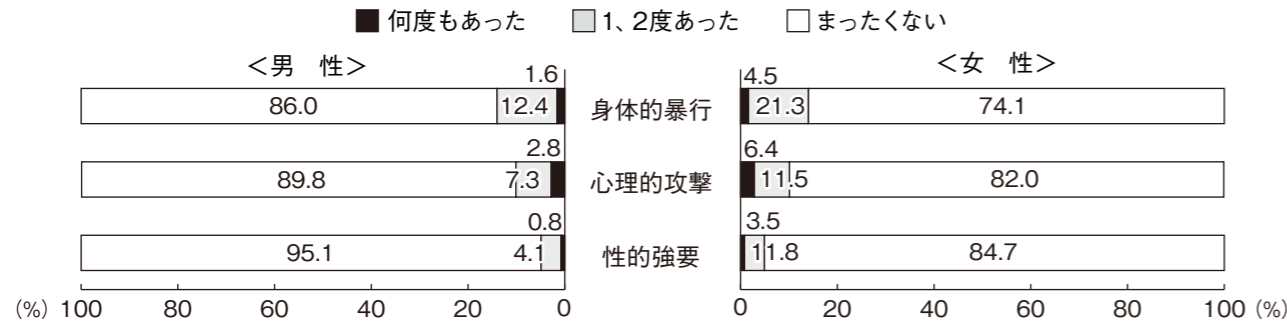


◆グラフ5 配偶者からの被害経験



- 身体的暴行…なぐったり、けったり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた。
- 心理的攻撃…人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
- 性的強要…いやがっているのに性的な行為を強要された。

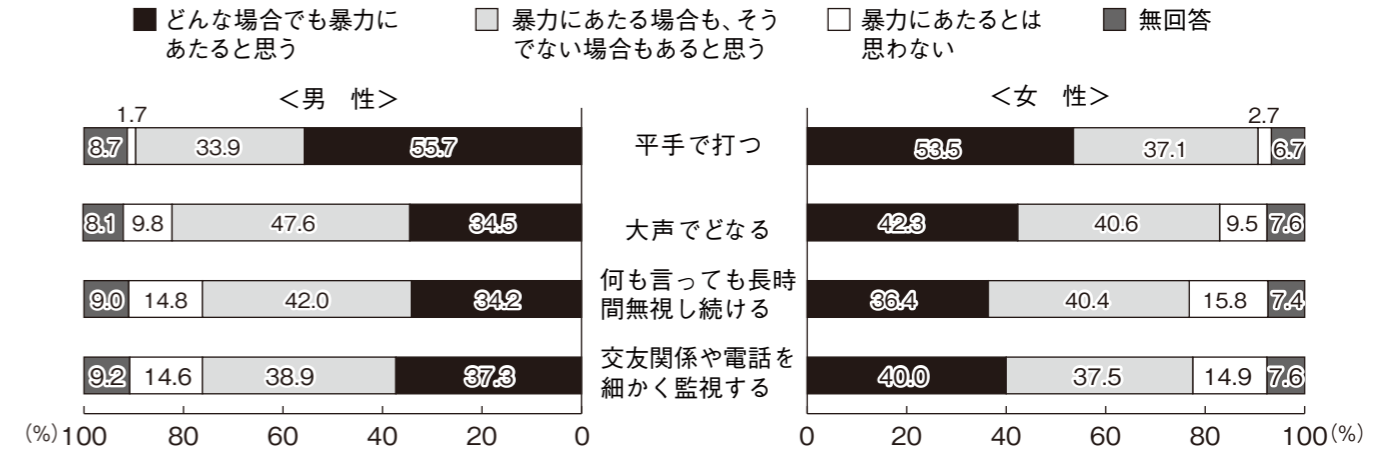
◆「第2次天草市男女共同参画計画」を策定  
市では、今回の調査結果などを基に、男女共同参画社会を総合的、計画的に進めるために、「第2次天草市男女共同参画計画」を今年度中に策定する予定です。

※詳しいことは、男女共同参画室男女共同参画係 ☎1111 内線1317へお尋ねを。

◆配偶者からの被害経験  
これまでに結婚したことがある人に、身体的暴行、心理的攻撃、性的強要を配偶者から受けたことがあるかどうかを尋ねました(グラフ5参照)。全体としては「まったくない」が多いものの、いずれの行為も、男性より女性の被害率が高くなっています。身体に対する暴力では、女性(25・8%)は4人に1人の割合で被害を受けていることとなります。

いかなる状況であっても、暴力は絶対に許されません。今後、暴力の根絶に向けた広報啓発のほか、被害者支援などを行っていく必要があります。

◆グラフ4 夫婦間における暴力の認識



◆夫婦間における暴力の認識  
その行為が夫婦間で行われた場合に、暴力にあたると思うかどうかを尋ねました(グラフ4参照)。

身体的な暴力である平手で打つ行為については、「どんな場合も暴力にあたると思う」と考えている人は5割強に過ぎず、約4割の人は「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」と、または、「暴力にあたるとは思わない」と考えています。

また、大声でどなる行為については、男女で比較すると「どんな場合も暴力にあたる」と答えた人が女性(42・3%)、男性は34・5%と、男性の方が暴力としての認識の割合が低くなっています。

一方、「暴力にあたるとは思わない」と答えた人の割合が高い行為としては、精神的な暴力である、何を言っても長時間無視し続けるや交友関係や電話を細かく監視するで、6・7人に1人は暴力として認識していません。

◆夫婦間における暴力の認識  
身体的な暴力である平手で打つ行為については、「どんな場合も暴力にあたると思う」と考えている人は5割強に過ぎず、約4割の人は「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」と、または、「暴力にあたるとは思わない」と考えています。

また、大声でどなる行為については、男女で比較すると「どんな場合も暴力にあたる」と答えた人が女性(42・3%)、男性は34・5%と、男性の方が暴力としての認識の割合が低くなっています。

市男女共同参画センターの愛称を募集!!

市では、市民や団体、事業所などと協働で男女共同参画社会づくりを推進するため、旧日本渡南公民館(東町)を改装して、今年10月に「天草市男女共同参画センター」を開設します。この施設には、市民の皆さんが気軽に集い情報交換や交流ができる交流室と、講演会やセミナーなどに利用できる会議室を設置する予定です。

そこで、市民の皆さんにこの施設を親しんで利用してもらうために、同センターの愛称を募集します。

■応募資格= 1人何点でも応募できます。ただし、未発表で自作の作品に限るほか、採用された愛称にかかるすべての権利は、市に帰属します。

■応募方法= ①愛称②愛称の読み方③愛称の解説・コメント④住所⑤氏名(ふりがな)⑥性別⑦年齢⑧電話番号を記入のうえ、6月30日(日)までに、本庁・男女共同参画室へご応募ください(郵送の場合は、当日の消印有効)。

別⑦年齢⑧電話番号を記入のうえ、6月30日(日)までに、本庁・男女共同参画室へご応募ください(郵送の場合は、当日の消印有効)。

〔郵送・持参〕  
〒863-8631市内東浜町8-1  
(郵送の場合は住所記載不要)  
天草市役所・男女共同参画室男女共同参画係  
〔FAX〕 ☎4501  
〔電子メール〕  
danjyokyodo@city.amakusa.lg.jp

■選考方法= 選考委員会において厳正な審査を行い、愛称1点を決定します。なお、選定された愛称を応募した人には、5,000円の商品券を贈呈します(同じ愛称を応募した人が複数いた場合は抽選)。

市男女共同参画審議会委員を募集します

市では、男女共同参画社会を総合的に推進するため、「天草市男女共同参画審議会」を設置しています。

今回、同審議会の委員を募集します。

- 応募資格= 市内在住で20歳以上の人。
- 募集人員= 2人(応募者多数の場合は選考)。
- 任期= 委嘱の日から2年間。
- 報酬= 日額報酬を支給(交通費も別途支給)。
- 応募方法= 本庁・男女共同参画室に備え付けの申込書に必要事項を記入し、応募の動機を400字詰め原稿用紙2枚程度にまとめたものを添えて、6月20日(日)までに同室へ提出してください(郵送の場合は、当日の消印有効)。なお、申込書は市のホームページからも取得できます。

〔郵送・持参〕  
〒863-8631市内東浜町8-1  
(郵送の場合は住所記載不要)  
天草市役所・男女共同参画室男女共同参画係  
〔電子メール〕  
danjyokyodo@city.amakusa.lg.jp



【問い合わせ先】本庁・男女共同参画室男女共同参画係 ☎1111 内線1317